

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年九月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年岐阜県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「において準用する」を「において読み替えて準用する」に、「第四十四条第三項第二号から第八号まで」を「第四十四条第三項各号」に改める。

第十二条第一項の表第四十四条第三項第一号の項を次のように改める。

<p>第四十四条第三項第一号</p>	<p>耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十九条の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物</p>
--------------------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。